

# 令和2年度（2020年度）熊本県家庭での蓄電池モデル導入社会実験事業補助金 募集要領

## 1 目的

本県は2019年12月に「2050年カーボンゼロ」を宣言したが、その実現のためには、再生可能エネルギーの導入拡大が重要である。

蓄電池は、住宅用太陽光発電設備と併せて使うことにより、昼夜や天候を問わず再エネ電力利用を可能にする設備であり、その普及を拡大させることは、再エネ導入拡大に寄与するだけでなく、災害時の在宅避難が可能となり、コロナ禍の避難所の密を回避するという意味でも災害・危機に強いまちづくりに大きな役割を果たすと考えられる。

しかし、県内の家庭用蓄電池台数はまだ少ない状況である。これは、蓄電池はいまだ高額であるとともに、蓄電池が果たす様々な役割が広く知られていないためと考えられる。

そこで、蓄電池のモデル的導入を行う家庭（戸建て住宅居住）に予算の範囲内で補助金を交付するとともに、補助を受けた家庭における蓄電池等が果たした効果に関するデータを収集・分析し、広報する。このことで、広く県内家庭における家庭用蓄電池の普及加速化と再エネ電源の増加を図り、もって2050年カーボンゼロ宣言実現への貢献、地域の小さな防災拠点の充実をめざす。

## 2 補助金募集の内容

### (1) 事業名

令和2年度（2020年度）熊本県家庭での蓄電池モデル導入社会実験事業補助金

### (2) 補助対象者

次に掲げる要件の全てに該当する申請者の中から、県が、蓄電池や太陽光発電設備に係る要件、地域、世帯構成等についてモデル家庭としての多様性を確保する観点で補助対象者を選定する。

- ① 熊本県内に所在し、自己が所有かつ住居専用の戸建て住宅として令和2年（2020年）3月以前から居住する建築物（以下「補助対象住宅」という。）に、対象機器を設置し、補助対象住宅の敷地内に設置した太陽光発電設備（出力10kW未満）と連携する者であること。なお、太陽光発電設備は、既設・新設を問わない。
- ② 補助対象事業に係る契約の発注者であること。ただし当該契約行為及び工事の全ては、交付決定後に行わなければならない。
- ③ モデル的導入住宅として、県が行う調査・分析・広報等に、蓄電池を設置した時から令和4年度（2022年度）末までの間協力すること。（※電気使用量や料金に関する情報提供、アンケート調査、模擬停電実験への参加等を予定）

【注1】先着順の選定ではない。

【注2】補助事業者の選定においては、国及び市町村の蓄電池補助金の交付の有無を問わない。

### (3) 補助対象機器

次に掲げる要件の全てを満たす住宅用蓄電池

- ① 蓄電容量5 kWh 以上かつ、グリーンモード又は太陽光活用モード対応（昼間蓄電可）であること。
- ② 蓄電容量1 kWh 当たりの機器費（蓄電池本体のみ）が20万円以下であること。
- ③ 国の平成31年度「災害時に活用可能な家庭用蓄電システム導入促進事業費補助金」に係る登録製品であること。
- ④ 補助対象住宅の敷地内に設置した太陽光発電設備から充電するとともに、当該蓄電池により供給される電力を補助対象住宅で使用するものであること。
- ⑤ 新品（未使用品）であること。
- ⑥ 補助事業者が自ら所有するものであること（リースその他補助事業者に所有権がないものは対象外）。
- ⑦ 施工事業者が県内事業者であること

### (4) 補助対象経費

蓄電池の導入に要する以下の経費

- ①機器費（蓄電池本体、パワーコンディショナーやHEMS等の付帯設備を含む一連のシステム）
- ②工事費、据え付け費

### (5) 補助金額

300,000円

### (6) 補助予定件数

15件

## 3 スケジュール

### 3-1 補助金関係

- |              |   |
|--------------|---|
| (1) 交付申請受付   | 令和2年(2020年)10月12日（月）<br>～令和2年(2020年)10月30日（金） |
| (2) 補助対象者選定  | 令和2年(2020年)11月上旬（予定）                          |
| (3) 交付決定     | 令和2年(2020年)11月中旬（予定）                          |
| (4) 契約・工事着手  | 交付決定後 【注：交付決定前に契約・工事着手を行った場合、補助金は交付されません】     |
| (5) 実績報告書提出  | 令和3年(2021年)3月15日まで                            |
| (6) 県への請求書提出 | 実績報告書と同時                                      |
| (7) 補助金の支払い  | 請求書提出後（注：補助金の支払いは精算払いのみ。口座振替払。）               |

### 3-2 モデル家庭としての社会実験関係

- (1) 実験の説明 令和3年(2021年) 3月予定
- (2) 実験の実施 令和3年(2021年) 4月～令和5年(2023年) 3月 予定

## 4 応募資格等

### (1) 応募資格

本提案募集に応募することができる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- ① 県税の滞納がないこと。
- ② 熊本県暴力団排除条例（平成22年熊本県条例第52号）第2条第2号に規定する暴力団員及び同条第4号に規定する暴力団密接関係者でないこと。

### (2) 交付の条件

県は、本補助金の交付決定をする場合は、次に掲げる条件を付するものとする。

- ① 令和3年(2021年) 3月15日までに実績報告書を提出すること。
- ② 補助対象機器等について、立地上又は構造上安全な状態が確保されていること。
- ③ 県が、本事業の目的を達成するために必要な資料、情報等を求めたときは、県が指定する期日までに県に当該資料、情報等を提供すること。

〔 例：補助対象住宅における令和2年度（2020年度）から令和4年度（2022年度）まで  
3年間のエネルギー使用に係る情報 〕

### (3) 失格事由

以下の事項に該当した場合、申請者は失格とする。

- ① 提出書類に不備があった場合又は指示した事項に違反した場合
- ② 公序良俗に反する申請内容があった場合
- ③ 虚偽の申請内容があった場合
- ④ 応募資格を満たさなくなった場合
- ⑤ その他不正行為があったと認められた場合

### (4) 手続きの代行

補助対象者は、本補助金の申請、実績報告等に係る手続きの代行を、施工事業者に対して依頼することができる。【注：施工事業者は県内事業者に限る。】

## 5 交付申請受付

### (1) 提出書類

次の書類の全てを提出するものとする。【提出部数：1部】

- ① 交付申請書（別記第1号様式）
- ② 申請者（個人）本人確認書類

- ③設置する蓄電池の製品カタログの写し
  - ④設置予定の対象機器等の見積書
  - ⑤県税に滞納がないことの証明書
  - ⑥対象機器が設置される建物全体のカラー写真
- ※詳細は、申請書末尾の提出書類チェックリストを参照

(2) 提出方法

郵送のみとする。【7 担当窓口宛て】

(3) 受付期間

令和2年(2020年)10月12日(月)～令和2年(2020年)10月30日(金)

【受付最終日に窓口に着したもので有効】

## 6 補助対象者の選定方法

本要領に示す要件を満たすものについて、予算・予定件数の範囲内で交付決定を行う。

要件を満たす申請者が予定件数を超えた場合には、別途定める選定要領に基づき、本県が設置する選定委員会において、蓄電池や太陽光発電設備に係る要件、地域、世帯構成、申請者の調査協力への熱意等を参考に、モデル家庭としての多様性を確保する観点から補助対象者を選定する。

## 7 担当窓口

〒862-8570 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号

熊本県 商工観光労働部 新産業振興局 エネルギー政策課 担当：吉田、藤川

電話 096-333-2320 FAX 096-384-1760

メール eneseisaku@pref.kumamoto.lg.jp